

岩手県告示第 695 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成 18 年 6 月 6 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 釜石市甲子町第 1 地割字大橋 90 の 10（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 盛岡市川目第 1 地割 124 の 14・124 の 32（以上 2 筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、
124 の 33・124 の 44（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 二戸市浄法寺町焼切 248 の 2・248 の 8・248 の 10（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 解除の理由 林道用地とするため
- 4(1) 解除予定保安林の所在場所 盛岡市川目第 1 地割 124 の 8（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び関係市役所に備えておいて縦覧に供する。